

防衛装備に係る事業者の下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定  
に向けた有識者検討会（第4回）  
議事要旨

日時：令和7年2月20日（木曜日）14時00分～14時50分  
場所：経済産業省本館17階会議室

出席者：

（有識者）

尾畠 裕 明治学院大学 教授  
瀬部 充一 （一社）日本造船工業会 専務理事  
中村 洋明 大阪公立大学 客員教授  
藤野 琢巳 （一社）日本航空宇宙工業会 専務理事  
細田 孝一 神奈川大学 名誉教授  
深山 延暁 （一社）日本防衛装備工業会 専務理事

（事務局）

吳村 益生 経済産業省 製造産業局 航空機武器産業課 課長  
滝澤 慶典 経済産業省 製造産業局 航空機武器産業課 防衛産業企画官  
伊藤 和己 防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 課長  
山崎 芳浩 防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 防衛産業政策室 室長

（オブザーバー）

神山 高明 国土交通省 海事局 船舶産業課 専門官

### 議事要旨

資料2～4について、それぞれ事務局から説明し、以下のとおりコメントがあった。

#### <有識者コメント>

- ・ガイドラインの策定は、今求められている事業規模の拡大、新規参入を促進する一助となる、という表現があるとよい。
- ・海外拠点を持つ中小企業が防衛産業に新規参入しようとした場合、セキュリティ面や海外での一部工程をこなすことが許されるのか、基準があるのか、相談することはできるのか。
- ・国と民間、大企業と中小企業、全ての事業者が関与していくことが重要だ、という表現は目新しく、有効で評価したい。防衛省と防衛産業が一丸となって防衛産業における下請

取引の適正化を推進することが、結果として防衛産業の基盤強化に繋がっていく。防衛省と防衛産業が対等なパートナーとして下請取引適正化に取り組むためにも、防衛装備庁の契約制度に係る官民意見交換会における課題などについての検討結果を、積極的に有識者検討会にご報告いただきたい。

- ・防衛省は市ヶ谷から地方整備・補給処まで多段階の構造を持っているため、それぞれの拠点で対等な立場として振る舞って欲しい。
- ・既存のガイドラインとの関係を明確にしていただいた。このガイドラインに基づく取組においても協力していきたい。きちんと官民意見交換会の場を利用したい。フォローアップは、既存ガイドラインと重複がないように調整していただきたい。
- ・意欲的にとりまとめをされたこと、敬意を表したい。このガイドラインを活用して真に防衛産業における取引適正化を図るには、他の省庁の理解と協力も不可欠であり、他省庁を含めた政府内に対しても、この取組を通じて防衛産業を強化していくにはどういうことが必要か伝えていってほしい。
- ・適正な代金を支払うということも重要であるが、代金の支払時期も重要。例えば5年目に払っていたものを1年、2年、3年と前倒しすることで親事業者の財務状況が改善され下請事業者にもお金が流れる。下請ガイドラインの理想の姿になるのではないか。この点が重要であるという事をご配慮いただきたい。
- ・民生品と防衛産業で類似の製品を納めている場合に、防衛産業だけ買いたいているということは考えづらいが、切り分けづらい場合には、フォローアップの在り方をどう考えているか。
- ・現在、下請法の改正に関する議論が行われていると承知。改正・施行時期次第であるが、法律の改正を受けてガイドラインの改定が必要となった場合は、タイムリーに法改正を反映するため、来年3月の対面の検討会を待たず、例えば書面で改定の決議を行ってもよいのではないか。
- ・フォローアップ体制も詳細に踏み込んで検討し、ガイドラインの中に組み込んでいただき感謝。このフォローアップを実質化していくため、体制や具体的に何をするのかを事前に考えてほしい。
- ・ガイドライン作成のきっかけとして、防衛関連企業の事業縮小・撤退により、装備品が国内で製造できなくなるという危機感があったと思う。周知広報していく上では、その点をより押し出していくことが必要ではないか。

#### <事務局コメント>

- ・ガイドラインの策定が、必要な利益の確保につながり、企業価値の最大化を図ることとなる。これそのものが事業規模の拡大、新規参入につながっていくという認識。
- ・前回の検討会で扱った外国人の活用と同じ観点。周知活動を行い、理解を促していく。新規参入は重要と考えており、既に新規参入窓口も設置しておりきちんと相談に対応していきたい。

- ・官民意見交換会による契約制度に係る課題等の検討結果については、個社の情報などが含まれる場合など、官側の都合のみで情報提供できるわけではないが、有識者会議にどのように報告できるか考えさせていただきたい。なお、官民意見交換会には業界団体も御参加可能となっており、引き続き必要な情報が共有されるように取り組んでいきたい。
- ・防衛装備庁だけでなく、調達する部局は地方調達、陸海空もあるためそれらも含めてガイドラインの趣旨を周知する必要があると思う。
- ・フォローアップについては、関係省庁と上手く調整し現場の御負担が増えないようしていく。
- ・産業競争力の観点で、個社というより防衛産業全体の問題として構造的に課題があり、その声を集めエビデンスとすることが大事、このフォローアップの中でも深掘りしていきたい。
- ・ガイドラインを1つのきっかけとして、防衛生産・技術基盤の強化に取り組む、ということをしっかりと進めていきたい。
- ・民防切り分けづらい部分は存在。そういった点は、重なるところを関係省庁と連携してフォローしていく。
- ・下請法の改正については、法改正の内容をフォローできるよう適切に対応していく。
- ・フォローアップに関しては、まずは広報・周知の具体的なやり方を検討していく。次いで、中企庁とも議論の上で、どこに重点的にヒアリングを行っていくかを検討していく。下請Gメンや地方局の協力によるヒアリングや業界団体に御協力をいただくアンケート調査も含めて、幅広い範囲で様々なタイプの調査を行いたいと考えており、今後、肉付けをしていきたいと思う。
- ・策定の背景や我々の問題意識も含めて危機感等も説明し周知をしていく。

### お問合せ先

製造産業局 航空機武器産業課

電話：03-3501-1692

FAX：03-3501-7062